4　後見人が次に掲げる手続行為をするには、後見監督人の同意がなければならない。

一　子の返還の申立ての取下げ又は和解

二　終局決定に対する即時抗告、第百八条第一項の抗告又は第百十一条第二項の申立ての取下げ

三　第百四十四条の同意

（未成年者又は成年被後見人の法定代理人）

第四十四条　親権を行う者又は後見人は、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができる。

（特別代理人）

第四十五条　裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、子の返還申立事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2　特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてする。

3　裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。

4　特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授権がなければならない。

5　第一項の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（法人の代表者等への準用）

第四十六条　法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

第四目　参加

（当事者参加）

第四十七条　当事者となる資格を有する者は、当事者として子の返還申立事件の手続に参加することができる。

2　裁判所は、相当と認めるときは、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手続に参加させることができる。

3　第一項の規定による参加の申出及び前項の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならない。

4　第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（子の参加）

第四十八条　子の返還申立事件において返還を求められている子は、子の返還申立事件の手続に参加することができる。

2　裁判所は、相当と認めるときは、職権で、返還を求められている子を、子の返還申立事件の手続に参加させることができる。

3　第一項の規定による参加の申出は、書面でしなければならない。

4　裁判所は、子の返還申立事件の手続に参加しようとする子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して当該子が当該手続に参加することが当該子の利益を害すると認めるときは、第一項の規定による参加の申出を却下しなければならない。

5　第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6　第一項又は第二項の規定により子の返還申立事件の手続に参加した子（以下単に「手続に参加した子」という。）は、当事者がすることができる手続行為（子の返還の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。）をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、手続に参加した子が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限る。

（手続からの排除）

第四十九条　裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を子の返還申立事件の手続から排除することができる。

2　前項の規定による排除の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第五目　手続代理人及び補佐人

（手続代理人の資格）

第五十条　法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。

2　前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。

（裁判長による手続代理人の選任等）

第五十一条　未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下この条において「未成年者等」という。）が手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。

2　未成年者等が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を手続代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を手続代理人に選任することができる。

3　前二項の規定により裁判長が手続代理人に選任した弁護士に対し未成年者等が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

（手続代理人の代理権の範囲）

第五十二条　手続代理人は、委任を受けた事件について、参加及び強制執行に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

2　手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一　子の返還の申立ての取下げ又は和解

二　終局決定に対する即時抗告、第百八条第一項の抗告若しくは第百十一条第二項の申立て又はこれらの取下げ

三　第百二十二条第三項に規定する出国禁止命令の申立て又はその取下げ

四　第百四十四条の同意

五　代理人の選任

3　手続代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。

4　前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

（手続代理人及びその代理権に関する民事訴訟法の準用）

第五十三条　民事訴訟法第三十四条（第三項を除く。）、第三十六条第一項及び第五十六条から第五十八条まで（同条第三項を除く。）の規定は、手続代理人及びその代理権について準用する。

（補佐人）

第五十四条　子の返還申立事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。

第六目　手続費用

（手続費用の負担）

第五十五条　子の返還申立事件の手続の費用（以下「手続費用」という。）は、各自の負担とする。

2　裁判所は、事情により、前項の規定によれば当事者及び手続に参加した子がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の当事者に負担させることができる。

（手続費用の負担の裁判等）

第五十六条　裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用（裁判所が第百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合にあっては、家事調停に関する手続の費用を含む。）の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。